

国立大学法人琉球大学地域連携推進機構共用研究室等使用内規

平成29年1月18日

制 定

(趣旨)

第1条 この内規は、国立大学法人琉球大学土地・建物貸与要領（以下「要領」という。）第2条第6号及び第5条第4項の規定に基づき、国立大学法人琉球大学地域連携推進機構（以下「機構」という。）の共用研究スペース（以下「共用研究室等」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この内規において「共用研究室等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地域創生総合研究棟 レンタルオフィス・レンタルラボ
- (2) 産学官連携棟 レンタルオフィス・レンタルラボ
- (3) 産学官連携棟 シェアオフィス

(使用の目的)

第3条 機構の長は、国立大学法人琉球大学（以下「本学」という。）における産学官連携活動に資する目的に限り、共用研究室等を学内外の者に使用させることができる。

(使用できる者の資格)

第4条 共用研究室等のうち、レンタルオフィス・レンタルラボを使用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教員、非常勤講師及び非常勤研究員
- (2) 本学の学部学生、大学院学生及び研究生
- (3) 民間機関等の共同研究員
- (4) 本学の有する研究成果、技術及びノウハウを用いた企業の構成員
- (5) その他本学の産学官連携活動に資するものと機構の長が認めた者

2 共用研究室等のうち、シェアオフィスを使用することができる者は、前項第1号又は第2号に規定する者で、本学の有する研究成果、技術及びノウハウを用いた企業の構成員又はその起業を目指す者とする。

(使用の手続)

第5条 共用研究室等の使用を希望する者（以下「申請者」という。）は、別紙1「使用申請書」により機構の長に申請しなければならない。

2 機構の長は、前項の申請に対し、機構共用研究室等使用審査会の議を経て、許可又は不許可を決定し、別紙2「決定通知書」により申請者に通知する。

3 機構の長は、前項の通知をしたときは、機構運営会議に報告するものとする。

(使用期間)

第6条 共用研究室等を使用することができる期間は、本学の事業年度内とする。ただし、機構の長が特に必要があると認めた場合は、事業年度を超えて使用することができる。

2 前条第2項の規定により許可された使用期間経過後も引き続き共用研究室等の使用を希望する者は、前条の手続きにより機構の長の許可を得なければならない。

(申請内容の変更)

第7条 第5条の手続きにより許可を得た者（以下「使用者」という。）は、別紙1「使用申請書」の記載事項を変更する場合には、速やかに機構の長に申請し、承認を得なければならない。

(使用者の遵守事項)

第8条 使用者は、要領第10条の規定に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 機構の施設及び設備等の保全に努めること。
- (2) 許可された目的にのみ使用すること。
- (3) 使用の許可を得た者以外に使用させないこと。
- (4) 機構の長の許可を得ずに共用研究室等の改造、模様替え、その他の工事を行わないこと。
- (5) 別紙3「使用要項」に従い機構の施設を利用し、事故防止に努めること。
- (6) その他定めのない事項は本学職員の指示に従うこと。

(設備等の搬入及び搬出)

第9条 使用者が必要な設備等を搬入するときは、あらかじめ機構の長の許可を得なければならない。

- 2 前項の許可を得た使用者は、設備等の使用を終了したときは、速やかに当該設備等を搬出しなければならない。
- 3 設備等の搬入、据付け及び搬出に要する経費は、使用者が負担するものとする。

(使用の報告)

第10条 機構の長は、必要に応じて使用者に対し、使用状況について報告を求めることができる。

2 使用者は、共用研究室等を使用して行った研究等の成果を公表する場合は、その論文等の写しを機構の長に提出するものとする。

(使用許可の取消し等)

第11条 機構の長は、使用者がこの内規及び別紙3「使用要項」に違反したとき、又は機構の運営に支障を来したとき、若しくはそのおそれがあると認めるときは、その使用許可を取消し、又は使用を一定期間停止させることができる。

(使用料及び徴収方法)

第12条 共用研究室等の使用料は、国立大学法人琉球大学料金規程（以下「料金規程」という。）の定めるところによる。ただし、学長が特に必要があると認めるときは、使用料の一部又は全部を免除することができる。

2 使用料の徴収方法は、料金規程に定める方法を原則とする。ただし、別紙1「使用申請書」において半年払い又は毎月払い等の申請があり、これを許可した場合はその方法によることができる。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、天災地変等真にやむを得ない理由により使用を中止した場合は、使用しない期間に係る使用料を返還することができる。

(原状回復及び損害賠償)

第13条 使用者は、使用期間が終了したとき、又は第10条の規定により使用許可を取り消されたときは、共用研究室等を原状に回復しなければならない。

2 使用者は、故意又は過失により機構の施設及び設備等を滅失又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第14条 この内規に定めるもののほか、共用研究室等の使用に関し必要な事項は、機構運営会議の議を経て、機構の長が別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成29年1月18日から実施し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 琉球大学産学官連携推進機構施設利用内規(平成20年10月1日制定)は、廃止する。

附 則 (令和元年7月24日)

この内規は、令和元年7月24日から実施する。